

第5章 理解を深めるための教材（教師用資料）

1 人権課題に関するトピック

一人一人の人権が守られる社会を実現していくために、各人権課題に対する知識や理解を深め、その課題解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切です。個々の人権課題として、法務省強調事項（17項目）を紹介します。

（啓発活動重点目標） 「誰か」のこと じゃない。

人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、他人の人権にも配慮した行動をとることができるよう『『誰か』のことじゃない』を啓発活動重点目標に掲げています。



（法務省「令和5年度版人権教育・啓発白書」及び「人権の擁護」参照）

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 ◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画1 動画2 1 セクシュアルハラスメント 編 2 ドメスティックバイオレンス 編
相談機関等	「女性の人権ホットライン」0570-070-810

(2) こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」 ◆「いじめ防止対策推進法」 ◆「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 ◆「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」 ◆「こども基本法」
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画1 動画2 1 いじめ 編 2 児童虐待 編
啓発動画・資料	○啓発冊子 冊子1 冊子2 1 「みんなともだち マンガで考える『人権』」 2 「『いじめ』させない 見逃さない」
相談機関等	○「こどもの人権SOSミニレター（便せん兼封筒）」※児童生徒へ配布 ○「こどもの人権110番」（法務省）0120-007-110 ○「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）0120-0-78310 ○インターネット人権相談受付窓口「SOS-eメール」 https://www.jinken.go.jp/kodomo ※静岡県の相談機関等の詳細は、本手引き36ページに掲載しています。

【令和5年施行】 こども基本法

Q 「こども基本法」とは？

すべてのこどもが幸せな生活をおくることができる社会を目指して、その基本的な考え方をはっきりとさせ、社会全体で、こどもに関する取組「こども施策」をすすめるためにつくられた法律です。

Q 「こども施策」とは？

おとなになるまでの心や身体の成長をサポートすること（居場所づくり、いじめ対策など）や、子育てをする人たちへのサポートをすること（働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）です。

Q 「こども」って何歳まで？

こども基本法では、18歳や20歳といった「年齢」で必要なサポートがなくならないように、心と身体の成長段階にある人を「こども」としています。

Q 「こども施策」が大切にしている考え方は？

次の6つの視点が大切にされています。

- (1) すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- (2) すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- (3) すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できたりすること
- (4) すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- (5) 子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- (6) 家庭や子育てに夢をもち、喜びを感じられる社会をつくること



「こども基本法」の詳細は、こちらから確認できます。



【日本批准から30年】 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「子どもの権利条約」とも呼ばれる本条約は、子どもの基本的人権を保障するために定められた国際的な条約です。日本では、1994年に批准し、今年30年になります。「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未満）を「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。「子どもは未熟だから大人が決めればよい」「子どもは大人の言うことさえきいていけばよい」ではなく、子どもの意見をしっかり聞き、尊重しながら、子どもにとって最善の利益は何かを考えることが大切です。子どもの権利条約は54の条文があります。

Q 子どもの権利条約の4つの原則は？

「子どもの権利条約」には、4つの大切な考え方（原則）があります。

■ 生命、生存及び発達に対する権利	■ 子どもの最善の利益
■ 子どもの意見の尊重	■ 差別の禁止

Q 子どもたちには、どんな権利があるの？

「子どもの権利条約」には、次のような権利が説明されています。

〈生きる権利〉 第2条 差別の禁止 第24条 健康・医療への権利 など	〈守られる権利〉 第19条 暴力などからの保護 第23条 障害のある子どもの成長の保障 など
〈育つ権利〉 第28条 教育を受ける権利 第31条 休み、遊ぶ権利 など	〈参加する権利〉 第12条 意見を表す権利 第13条 表現の自由 など

「こどもの権利条約」の詳細は、こちらから確認できます。



いじめ対策

いじめは、子どもの人間性と尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」です。

Q いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）は？

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

Q なぜ、いじめは起きるの？

いじめは、心理的ストレス、異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭等を得たい意識、被害者になることへの回避感情等によって起こります。児童生徒によく声をかけ、学校・学級が一人一人の人権と多様性が尊重された安全・安心な場となっていることが重要です。

ヤングケアラーの実態と相談機関

Q 「ヤングケアラー」とは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(こども家庭HPから転載)

Q 静岡県におけるヤングケアラーの実態は？

家族のケアをしている子どもは、22人に1人（全回答者256,966人の4.6%）

〈R3静岡県ヤングケアラー実態調査 対象：県内の小学校5年生～高校3年生〉

Q 静岡県におけるヤングケアラーの相談先は？

次の相談先があります。

- 児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783
 - 24時間子供のSOSダイヤル（文部科学省） 0120-0-78310
 - こどもの人権110番（法務省）0120-007-110
 - 静岡ヤングケアラー支援のためのヘルプデスク 054-344-5080
- ※各学校スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等への相談

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	<ul style="list-style-type: none"> ◆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 ◆「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」
啓発動画・資料	<p>○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」</p> <p style="text-align: center;">支え合う共生社会の実現に向けて</p> <p style="text-align: right;">動画 </p>

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「障害者基本法」改正 ◆ 「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 ◆ 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」 ◆ 「障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」 ◆ 「障害者差別解消法」
啓発動画・資料	<p>○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 動画  UD </p> <p>障害のある人 編</p> <p>○啓発資料 静岡県「心のユニバーサルデザイン」</p>

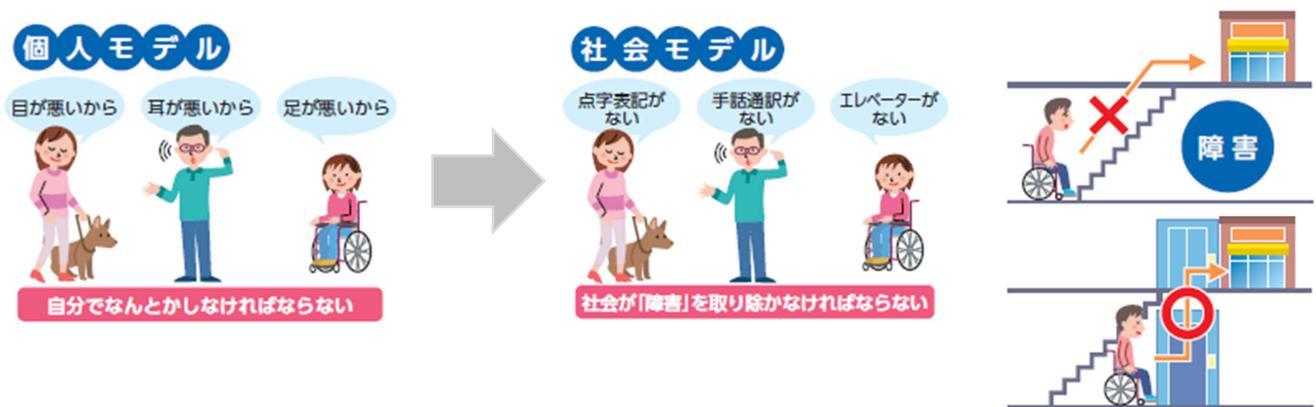
障害の考え方の変化「個人モデル」から「社会モデル」へ

Q 「個人モデル」とは？

障害のある人が日常生活において制限を受けるのは、「その人に障害があるから」であり、訓練やリハビリによって乗り越えるべきである、という考え方。

Q 「社会モデル」とは？

社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障害となっているため、社会がそれを取り除いていかなければならない、という考え方。例えば、車椅子の人が「上の階にある店に行きたい」と思ったとします。階段しかなければ、自力で上の階に行くことはできませんが、車椅子で乗ることができるエレベーターがあれば、問題を解決することができます。つまり、障害は、そのようなエレベーターが設置されておらず、階段しかない状況にあるとする考え方です。



(法務省委託 人権啓発教材 「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために」参照)

(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

関連する法律等	◆「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」	
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 部落差別（同和問題） 編	動画 

部落差別(同和問題)は過去のことではない

Q 「同和問題」とは？

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題。

Q 今なお、起きている同和問題（事例）は？

事例1 結婚・就職等における差別

同和地区出身であることなどを理由に結婚に反対されたり、就職等において不利な取扱いを受けるなどの事案が発生しています。



事例2 差別落書き等

同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。



特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除されることが難しいため、問題となっています。

事例3 差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなどの事案が発生しています。こうした調査は、不当な差別的取扱いにつながりかねないものです。



事例4 えせ同和行為

「えせ同和行為」は、同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなどの行為です。

こうした行為は、同和地区出身者等に対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。



⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」		
啓発動画・資料	○啓発動画「アコロ青春 a=kor (「アコロ」は、アイヌ語で「私たちの）」	動画	

⑦ 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ヘイトスピーチ解消法)」		
啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 外国人編 ○啓発冊子(マンガ)「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」	動画	冊子  
相談機関等	○「外国語人権相談ダイヤル」0570-090911 ○「外国語インターネット人権相談」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01 ○「外国人のための人権相談所」全国の法務局、地方法務局(通訳対応あり)	ネット相談	

⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

啓発動画・資料	○啓発動画「『誰か』のこと じゃない。」 感染症 編	動画	
---------	----------------------------	----	---

9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた隔離施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」 ◆「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」 ※重要 国の責任を認める熊本地方裁判所判決は出されたあと公表されたもの
啓発動画・資料	○啓発動画 1 「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」 2 「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」 動画1  動画2 

ハンセン病患者や元患者・家族が受けた苦しみ

Q 「ハンセン病」による差別とは？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれ、のちに「ハンセン病」が正式名称となっています。現代では感染することも、発病することもほとんどなく、治る病気であるにもかかわらず、その患者は強制的に療養所へ隔離された歴史があります。ハンセン病は遺伝するという間違った知識のために、人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかつた子どもは、7,696人にも及びました。患者の家族もまた、学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいて、そのために身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きてきました。隔離するための法律は廃止されましたが、病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題から学ぶことがたくさんあります。（法務省人権擁護局「ハンセン病問題を知る」参照）

10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「再犯の防止等の推進に関する法律」
---------	--------------------

11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「犯罪被害者基本法」
---------	-------------

12 インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」 ※18歳未満の青少年利用者に対して、有害情報のフィルタリング有効化措置を携帯電話事業者に義務づけ	
	◆「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」	
啓発動画・資料	○啓発動画 「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」	動画 
	○啓発冊子 「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」	冊子 

インターネット上の書き込みなどに関する相談窓口

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷や名誉やプライバシー侵害、子どもも加害者や被害者として巻き込まれるSNS等におけるネットいじめなどが発生しています。また、児童ポルノやリベンジポルノは、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となります。インターネット上で人権を侵害され早急に専門機関に相談する場合は、次のような窓口があります。

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門
機関に相談したい

プロバイダ等に削除を
促してほしい(民間機関)

有害情報も通報し
たい(民間機関)

違法・有害情報を通
報したい(警視庁)

迅速な助言

**違法・有害情報
相談センター
(総務省)**



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

**人権相談
(法務省)**



0570-003-110
www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請[※]を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

**誹謗中傷
ホットライン**



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画像の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

**インターネット・
ホットライン
センター(警察庁)**



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



(法務省「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口」参照)

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口は、こちらでも確認できます。



13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

関連する法律等	◆「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」		
啓発動画・資料	○北朝鮮による日本人拉致問題アニメ「めぐみ」	通常版	短縮版
	【通常版25分】		
	【短縮版15分】		
	○漫画「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」		電子図書館
	(拉致問題対策本部電子図書館)		
	○子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」		
	(拉致問題対策本部電子図書館)		

14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「ホームレスの自律支援等に関する特別措置法」
---------	-------------------------

15) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

関連する法律等	◆「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」		
啓発動画・資料	○啓発漫画「りんごの色（大分県作成）」	漫画	資料
	(法務省)		
	○啓発資料（教師用）		
	「子どもの“人生を変える”先生の言葉があります」		
	(独立行政法人教職員支援機構)		

多様性の尊重性～多様性について考える～

それぞれの違いを知ること、人は違って当たり前であること、お互いを尊重すること、それを学ぶことは、人権感覚を養う大切な機会です。性的マイノリティに関する言葉を耳にする機会も増えてきました。まず、教職員が正しい知識をもつことが大切です。子どもたちや身近な人たちの中で、生きづらさを感じている人がいるかもしれないという視点を持ち、性的マイノリティについて、理解を深めましょう。

「性の多様性」への理解を深める理由

性的マイノリティ（性的少数者）は、いじめ被害、不登校、自傷行為、自殺念慮、自殺未遂経験率が高く、命にかかわる重要な問題であること。また、全ての人が、自分らしく、誇りを持って生きることの大切さを感じられる人権感覚の育成を目指すためです。

性の構成要素

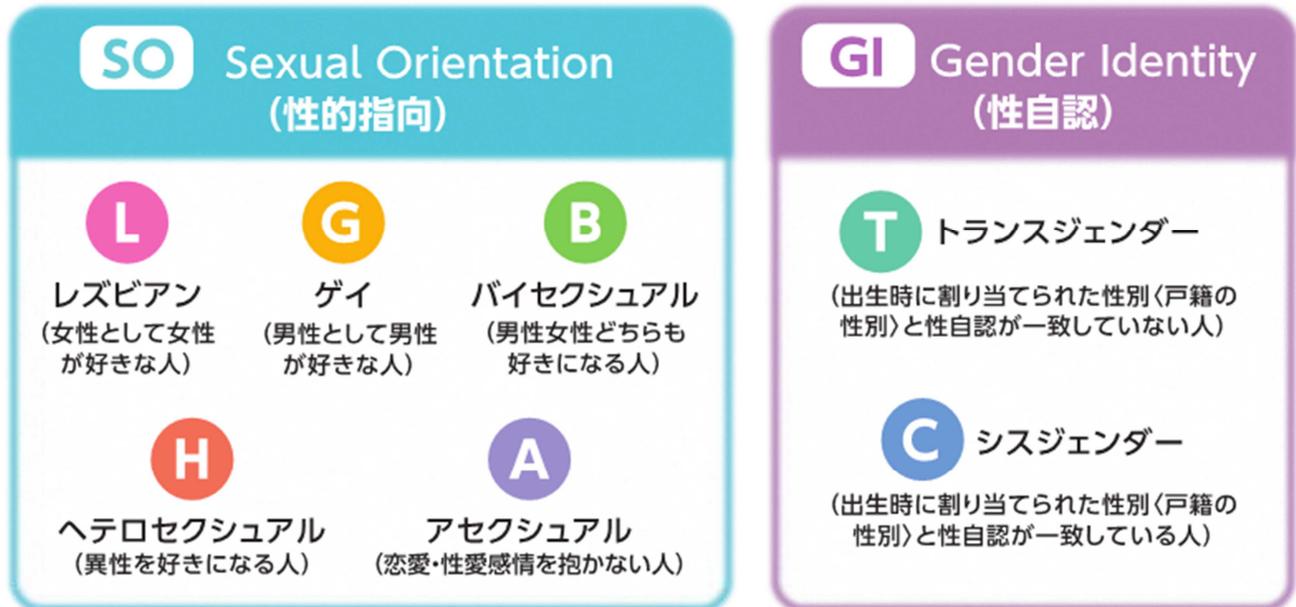
私たち一人ひとりの性は、様々な要素が絡み合っ、かたちづくられています。

- ①身体的な性（からだの性／Sex）
- ②性自認（ジェンダーアイデンティティ／Gender Identity）
- ③性的指向（好きになる性／Sexual Orientation）
- ④性表現（表現する性／Gender Expression）

・すべての人がもっているもの
・あり方は、人によって異なる

LGBT から SOGI へ

LGBTは、性的マイノリティの総称として使われている言葉ですが、SOGIは性的指向と性自認の頭文字からなる言葉で、誰もが持つ属性であり、あらゆる人の性のあり方を尊重するために使われています。性は、個人の尊厳に関わるものであり、どの人の性のあり方も平等に尊重することが求められます。



静岡県「性の多様性理解の促進ふじのくにレインボーページ」は、こちらから



学校における支援体制

トランスジェンダー等の子どもへの対応にあたっては、まず子どもの思いをよく聞き取ることが大切です。

また、最初に相談を受けた者だけで抱えることなく、組織的に取り組みましょう。誰もがありのままの自分でいられるために、学校ができることは何か、その子どもへの配慮と、他の子どもへの配慮との均衡を取りながら支援していくことが重要です。

不必要な男女の区別を 見つめ直すことから始めよう！

- 「男らしさ」「女らしさ」という言葉
- 「くん」「さん」等の呼び方
- 服装や髪型、持ち物
- 座席やロッカー、仕事分担や掲示

〈個別対応・支援の具体例〉

次の一覧は、支援例です。子どもの思いや学校の実態に合わせ、よりよい対応を組織で相談してください。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体育着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む）を子どもが希望する呼称で示す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性） 補習として別日に実施、またはレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

（文部科学省「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）参考）

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心をもった行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。